

三田市ふれあいと創造の里条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 釣り堀</u> <u>(6) ふれあい館</u> <u>(7) ふれあいプール</u> <u>(8) 駐車場その他関連施設</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 省略 (2) <u>三田勤労者体育センター、ふれあいプール、多目的グラウンド及び釣り堀</u>においては、勤労者及び市民に体育、レクリエーション及び健康増進を図るための事業 (3)～(5) 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 省略 (2) <u>陶芸館、多目的グラウンド及び釣り堀</u>は、午前9時から午後5時までとする。 (3)～(4) 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 創造の里の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。 (1)～(3) 省略 <u>(4) 釣り堀</u>については、1月から6月まで及び12月</p> <p>第4条～第15条 省略 別表(第6条関係) 1～4 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 創造の里に、次に掲げる施設を設置する。 (1)～(4) 省略 <u>(5) ふれあい館</u> <u>(6) ふれあいプール</u> <u>(7) 駐車場その他関連施設</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 創造の里の施設は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 省略 (2) <u>三田勤労者体育センター、ふれあいプール及び多目的グラウンド</u>においては、勤労者及び市民に体育、レクリエーション及び健康増進を図るための事業 (3)～(5) 省略 (使用時間)</p> <p>第3条の2 創造の里の施設を使用できる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (1) 省略 (2) <u>陶芸館及び多目的グラウンド</u>は、午前9時から午後5時までとする。 (3)～(4) 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 創造の里の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設定することができる。 (1)～(3) 省略</p> <p>第4条～第15条 省略 別表(第6条関係) 1～4 省略</p>

5 釣り堀

区分	使用料の額
釣り堀	500 円

6 ふれあい館

区分	使用料の額(30 分につき)
集会室	300 円
第一和室	50 円
第二和室	50 円

備考

- 1 本市以外の市民又は団体が使用するときは、使用料の 5 割に相当する額を加算する。
- 2 入場料を徴収するときは、使用料の 10 割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の算定において 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 ふれあい館

区分	使用料の額(30 分につき)
集会室	300 円
第一和室	50 円
第二和室	50 円

備考

- 1 本市以外の市民又は団体が使用するときは、使用料の 5 割に相当する額を加算する。
- 2 入場料を徴収するときは、使用料の 10 割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の算定において 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。